

## 不当利得返還請求事件について

### 事案の概要

- ◇ 原告（第1事件・第2事件）は、不動産の管理業等を目的とする株式会社であり、A別荘地内に土地を所有する者との間で、個別に管理契約を締結し、A別荘地において、道路、街路灯、消火栓、ゴミ集積所等の維持管理、防犯パトロールの実施、道路ゲートの開閉管理、道路両脇の雑草の刈込み作業等の管理業務を行っている。
- ◇ 第1事件の被告及び第2事件の被告らは、いずれもA別荘地内に土地を所有しているものの、同土地上に建物を建築しておらず、原告との間で管理契約を締結したことなく、原告に対し管理費を支払っていない。
- ◇ 本件は、原告が、被告らに対し、原告の管理業務により被告らは法律上の原因なく利益を受けた一方、原告は損失を被ったとして、不当利得に基づき、管理費相当額の支払を求める事案である。

### 原判決及び争点

- ◇ 第1事件の原判決は、原告の管理業務により第1事件被告が利益を受けたとは認められないとして、不当利得の成立を否定し、原告の請求を棄却した。
- 第2事件の原判決は、原告の管理業務により第2事件被告は利益を受け、原告は損失を被ったと認められるとして、不当利得の成立を肯定し、原告の請求を認容した。
- ◇ 本件における争点は、被告らが不当利得返還義務を負うかである。

## 生活保護基準引下げ処分取消等請求事件について

### 事案の概要

厚生労働大臣は、平成25年から平成27年にかけて、生活保護法による保護の基準（保護基準）中の生活扶助基準の改定（本件改定）を行い、被告各市の福祉事務所長らは、原告らに対し、本件改定を理由として、生活扶助の支給額を変更する旨の保護変更決定をした。

本件は、原告らが、本件改定は違法であるなどと主張して、①被告各市を相手に上記保護変更決定の取消しを求めるとともに、②被告国に対し国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求める事案である。

本件改定の主な内容は、以下のとおりである。

**ゆがみ調整**： 社会保障審議会生活保護基準部会が行った検証を踏まえ、一般低所得世帯間における年齢や世帯人員等に応じた消費支出の較差を生活扶助基準に反映して、生活保護受給世帯間の公平を図るもの。なお、上記検証の結果をそのまま生活扶助基準に反映させるのではなく、2分の1のみ反映させている（2分の1処理）。

**デフレ調整**： 物価変動率を指標として本件改定前の生活扶助基準が定める基準生活費を一律に4.78%減ずるもの。なお、デフレ調整については、生活保護基準部会等による審議検討は経られていない。

### 原判決及び争点

- ◇ **大阪高裁**は、本件改定に係る厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとはいえないなどと判断して、原告らの請求①②を**いずれも棄却**した。
- ◇ **名古屋高裁**は、本件改定に係る厚生労働大臣の判断には、2分の1処理及びデフレ調整をした点において、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるなどと判断して、原告らの請求①②を**いずれも認容**した。
- ◇ 最高裁における争点は、原審の上記各判断の当否である。  
令和5年（行ヒ）第397号、第398号事件  
　　**大阪高裁**の判決に対して、**原告ら**が上告した事件  
令和6年（行ヒ）第170号事件  
　　**名古屋高裁**の判決に対して、**被告ら**が上告した事件